

団体等検定制度の概要について

厚生労働省 人材開発統括官
能力評価担当参事官室

職業能力検定官 名倉 京

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

- 1 団体等検定制度とは
- 2 事例紹介
- 3 よくある御質問
- 4 その他

1 団体等検定制度とは（１）

事業主等による検定の制度や運営方法・実施体制などの「**検定の枠組み**」について、認定基準を満たしたものを厚生労働省が認定する制度

職業能力検定の主な分類

技能検定
(国家検定)

技能検定以外の職業能力検定
(民間検定)

※ 検定資格そのものは検定実施機関が認定するものであり、「国が認めた資格」にはならない。

(例) ○厚生労働省認定△△協会**団体検定**、×厚生労働省認定○○士

認定社内検定

個々の企業・団体が雇用する労働者を対象に行っている検定制度について厚生労働省が認定するもの（S59年創設）

団体等検定

個々の企業・団体が労働者以外も対象として行っている検定制度について厚生労働省が認定するもの（**R6年3月創設**）

1 団体等検定制度とは（２）

技能検定	新 団体等検定（※）	認定社内検定
<u>厚生労働大臣が労働者の技能を検定し、これを公証する制度</u> （技能士）	要件を満たす <u>民間検定を厚生労働大臣が認定</u>	要件を満たす <u>民間検定を厚生労働大臣が認定</u>
都道府県知事又は厚生労働大臣が指定した民間団体が実施	<u>民間団体・個別企業が独自に実施</u>	<u>民間団体・個別企業が独自に実施</u>
・<u>全国的に業界標準が確立</u>された技能 ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在133職種	・<u>地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象</u> ・<u>実施機関の雇用労働者以外も対象</u> ・現在 3 職種	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・原則、<u>実施機関の雇用労働者のみ</u>が対象 ・現在42企業・団体、111職種
・ <u>学科試験＋実技試験</u> により評価	・労働者のスキル向上を促すため、 <u>原則として複数等級</u>	

（※）合格者は一定の業界において、採用や昇進の際に考慮されたり、資格手当などの待遇に反映されることが期待される等、外部の労働市場においても一定の評価を得られる職業能力評価制度

1 団体等検定制度とは（3）

重要なポイント

- 団体等検定制度は、事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し、**技能振興上奨励すべきもの**※を厚生労働大臣が認定するもの。

※ 技能振興上奨励すべきものの例

- ✓ 合格の有無が職務等級の昇級に際して考慮されている。
- ✓ 合格者が現場の責任者として活用されている。
- ✓ 検定の実施を通じて、業界内の技能水準の統一や向上を図っている。

認定を受けることの効果

➤ 「厚生労働省認定」とロゴマークの表示・使用が可能

検定の質と水準が国に認められた証であり、他の民間検定との差別化につながります。

➤ 検定名称等を厚生労働省ウェブサイトに掲載

公的な認定を受けた検定であることがアピールでき、信頼性の向上が期待されます。

➤ 別途要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象に

団体等検定の合格を目指す講座のうち、厚生労働大臣が定める指定基準を満たした講座を受講し、その講座を修了した雇用保険被保険者等に対し、教育訓練給付金として受講費用の一部が支給されます。

【表記例：団体・企業のウェブサイト】



1 団体等検定制度とは（４）

主な認定の基準

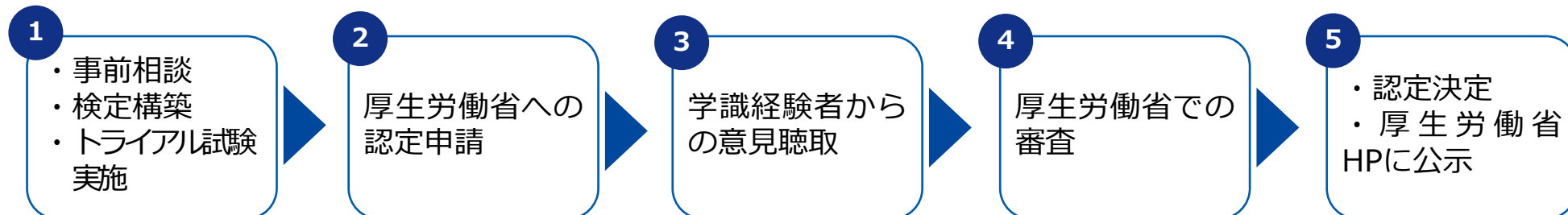
（検定制度）

- ・ 検定が直接営利を目的とするものでないこと
- ・ 学科試験及び実技試験で行われ、客観的かつ公正な基準に基づくものであること
- ・ 合格者については、企業として検定の合否に応じた適切な処遇を実施するなど、労働者の社会的評価の向上に資すると認められるものであること 等

（検定を実施する団体等）

- ・ 検定を適正かつ確実に実施するために必要な経理的・技術的な基礎を有すること
- ・ 検定の公正な運営のための組織が確立され、検定に当たる者の選任方法が適切・公正であること 等

認定申請手続きの流れ



1 団体等検定制度とは（５）

注意！！

検定の内容によっては、団体等検定として認定が難しい場合があります。

ケース１

統計手法、データ分析やデジタル技術などに関する検定

➡ その職種に従事することで習得できる場合は問題ないが、特定の職業の実務経験等を通じて習得された技能といえない場合は、認定が困難です。

ケース２

実技試験において、人体に触れる等の課題を行う検定

➡ 健康被害等が発生する恐れがあること、技能の客観的な評価が困難なことから、認定が困難です。

ケース３

その業界内で幅広く習得を求める、業務で必要な最低限度の基礎的な知識・技能の検定

➡ 基礎的な技能の習得等を測る検定の場合、合格することだけでは処遇改善、労働者の技能向上等につながりにくく、認定が困難です。

2 事例紹介

検定名称：陸災防フォークリフト荷役技能検定

(令和7年3月認定)

実施機関：陸上貨物運送事業労働災害防止協会

対象職種：フォークリフトによる荷役運搬作業

**目的：安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、
労働災害の防止に寄与する。**

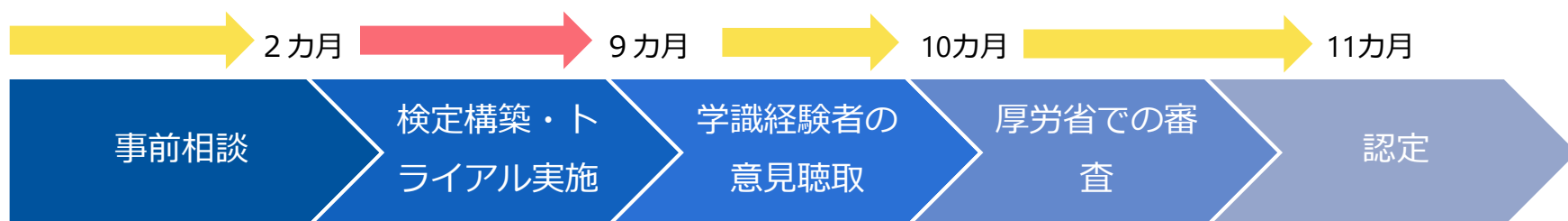
R7年度試験実施予定：10月、12月

**学科試験の概要：荷役作業一般、関係法令及び
フォークリフトの走行・荷役・力学についての基
本的な知識**

実技試験の概要：

(1級) 点検試験及び不具合個所の発見、運転試験

(2級) 点検試験、運転試験



3 よくある御質問

Q1 検定の申請は1級・2級を同時に申請する必要がありますか。今年度は2級のみ、来年度は1級を追加するというように、分割して申請することはできますか。

A1 団体等検定では、複数の技能、知識の関係性、深さを確認しながら検定の仕組みを構築していくため、原則として、複数等級で申請する必要があります。そのため、今年度は2級のみ、来年度は1級を追加するといった、分割して申請することはできません。

なお、1級や2級といった複数等級ではなく、単一等級とすることも可能ですが、その場合には、その等級は上級の労働者に相当する知識及び技能レベルに設定する必要があり、基礎的な知識及び技能レベルの単一等級は認められません。

3 よくある御質問

Q2 検定の対象に労働者、求職者が含まれない場合、厚生労働省の認定を受けることはできないのでしょうか。

A2 団体等検定は、職業に必要な労働者の技能とこれに関する知識についての検定ですので、労働者、求職者が受検対象に全く含まれない場合は、認定を受けることはできません。

3 よくある御質問

Q3 「検定が直接の営利を目的としないもの」という要件がありますが、「直接の営利を目的としない」とは、どのように考えればいいでしょうか。

A3 「直接の営利を目的としない」とは、検定実施機関が団体等検定によって検定実施費用を大幅に上回る利益を得ることは認められない、という意味です。そのため、検定実施費用程度の受検手数料を徴収することは可能ですが、認定を受けた後、継続して利益が生じている場合は、受検手数料の見直しが必要になります。

3 よくある御質問

Q4 団体等検定制度の認定要件である「外部労働市場に一定の通用力を有する」とはどのようなことでしょうか。

A4 「外部労働市場に一定の通用力がある」とは、その技能が特定の企業等のみで評価されるものではなく、他の企業や業界で広く評価され、通用することを指しています。

※ 特定の企業等のみで評価される技能についての検定を検討される場合は「認定社内検定制度」をご活用ください。

3 よくある御質問

Q5 団体等検定を検討していますが、他にも同一職種の検定を実施している団体があります。この場合、申請は認められないのでしょうか。

A5 同一職種について複数の検定実施機関を国が認定することによって、技能そのものの評価や、その技能を習得する労働者の社会的評価を確立するうえで混乱を招くおそれがあります。このため、複数の団体が共同で検定を実施する体制を整備するなどの対応を検討してください。

ただし、認定を希望するそれぞれの検定実施機関が地域的に競合しないなど、混乱を招くおそれがない場合には、同一職種について複数の検定実施機関を認定する場合があります。

3 よくある御質問

Q6 試験の実施方法として、IBT（Internet Based Test）方式は認められますか。

A6 検定試験は受検者のなりすましやカンニング等の不正を防止するため、試験会場に十分な検定委員を配置し試験を監視すること、写真付き身分証明書等による本人確認を実施すること等が必要です。IBT方式では、受検者が自宅などで試験を受けるため、これらの不正防止手段を十分に確保できません。そのため、現時点ではIBT方式を認めていません。

3 よくある御質問

Q7 受検資格について、検定実施機関が検定とは別に実施している講習の受講等を必須条件とすることは認められますか。

A7 受検者の過度の負担を避けるため、講習の受講等を必須とすることについて合理的な説明ができるかをよくご検討ください。なお、技能講習・特別教育など、想定している技能者（職種）が法令により受講が義務づけられている講習等を受検資格とすることは差し支えありません。

3 よくある御質問

Q8 団体等検定を、その職種で必要な技能・知識を習得する研修や訓練等の修了試験として位置づけて実施することはできますか。

A8 団体等検定は、通常の業務で習得した技能・知識を評価するためのものであり、研修等の修了試験と位置づけることは認められません。もし研修等を行う場合には、団体等検定と研修等の実施期間を2ヶ月程度（最低でも1ヶ月以上）あける必要があります。

3 よくある御質問

Q9 受検対象者数の目安がおおむね200名程度とされていますが、200名に満たない場合は認定されないのでしょうか。

A9 受検対象者数の200名という数字は、団体等検定が毎年継続的に実施されるための目安としてお示ししているものです。受検対象者数が200名未満であっても、継続的に毎年1回以上実施されることが確認できる場合、認定は可能です。

3 よくある御質問

Q10 実技試験問題をどのように設定したらいいのかわかりません。

A10 実技試験は、①製作等作業試験、②実地試験、③計画立案等作業試験、④判断等試験のいずれか、又は複数を組み合わせる必要があります。業界で必要とする技能者像に基づき、受検者が持つ知識や理論に裏付けられた判断力・応用力を評価できる試験を作成してください。

①製作等作業試験

制限時間内に物の製作、組立て、調整などを行う試験。

③計画立案等作業試験

実際的な対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別、判断、測定、計算などを行う試験。

②実地試験

疑似的な現場の状況等を設定し、人がモデルとなってロールプレイ等の実地動作、又は口述を行わせる試験

④判断等試験

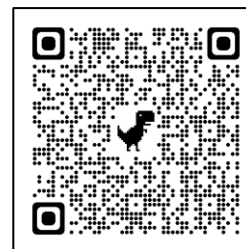
受検者に対象物又は現場の状態等を、原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせる試験

4 その他

団体等検定制度の最新情報は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html

団体等検定制度



トピックス

New !

- 2025年9月29日に、令和7年度第2回出張相談会を開催します。[8 説明会等](#)をご参照ください。
- 2025年6月25日 6月24日に開催しました、令和7年度第1回「団体等検定制度についての出張相談会」の資料を公開します。[8 説明会等](#)をご参照ください。
- 2025年6月24日に、令和7年度第1回出張相談会を開催します。[8 説明会等](#)をご参照ください。
- 2025年3月11日 [「団体等検定」を初めて認定しました！](#)～「家政サービス」、「フォークリフト荷役」、「コンクリート打込み・締固め工」を認定～
- 2024年12月20日 [動画コンテンツコーナー](#)を作成しました！